

令和 8 ・ 9 年度牛久市総合福祉センター大規模改修工事質疑回答書

牛久市保健福祉部社会福祉課

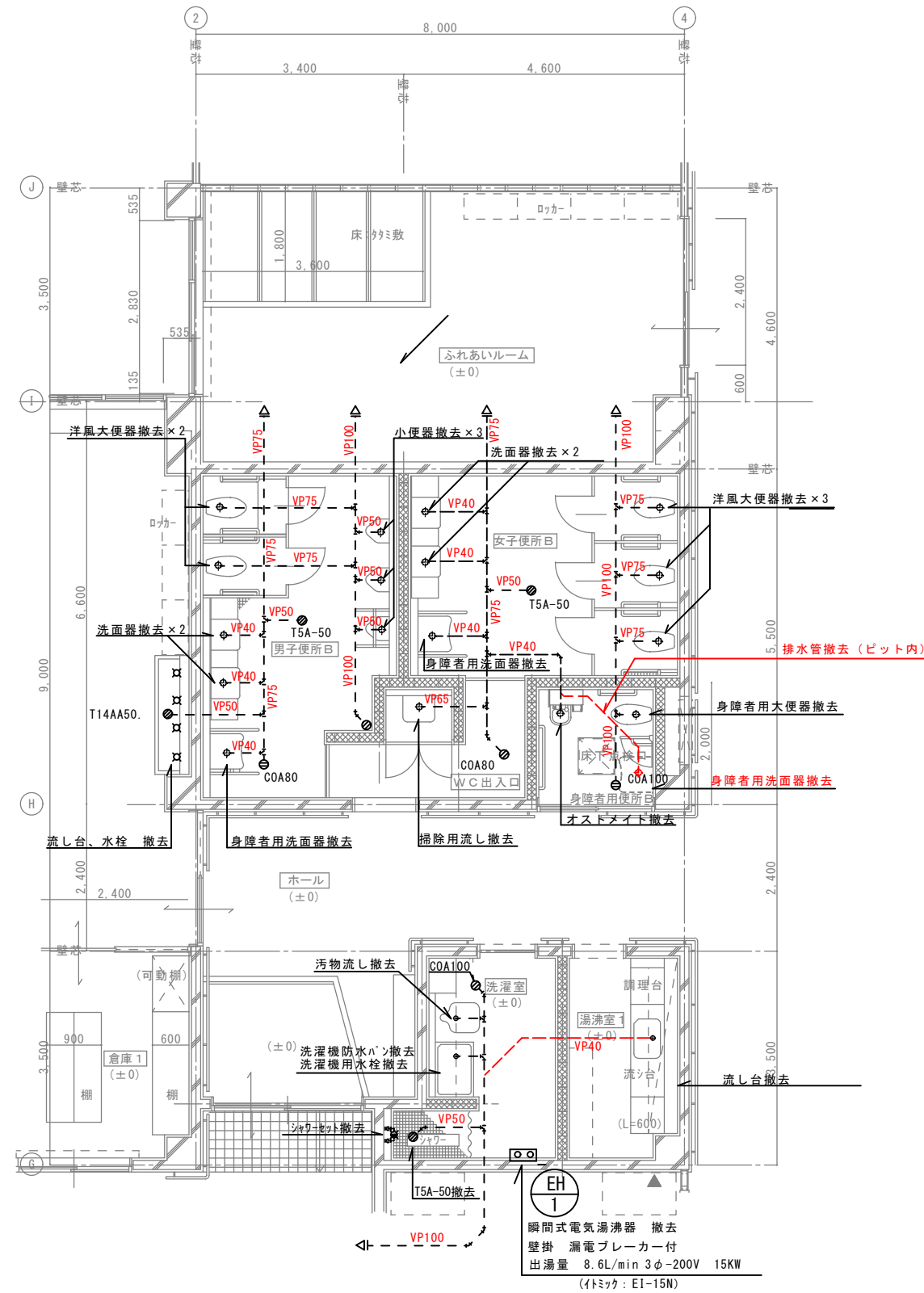
	質疑内容	回答
①	M-06～09 衛生器具設備工事衛生器具更新にて給排水配管設備等を計上されていないようですが、交換時の作業についてどのようにお考えでしょうか。ご指示ください。	給排水配管設備の更新は図面番号 M-06 の多機能 WC(1)の洗面器用排水管のみ、撤去・新設となります。その他の給排水配管設備の更新は計上しておりません。衛生設備器具の撤去、新設で計上しております。 図面番号 M-09 の女子 WC(4)の和風便器のみ、リモデル工法で洋風便器へ更新となります。
②	M-02 M-06～09 既設配管種類について凡例では読み取れないので教えてください 排水管 雑排水管⇒ 汚水管⇒ 給水管⇒	別図 1 ～ 4 を参照願います。
③	M-11～13 換気設備工事 換気機器更新についてダクト工事を計上されていないようですが、交換時の作業についてどのように	ダクトは既存のままとし、ダクト工事は計上しておりません。 トイレ等は天井改修工事に合わせて、換気機器の交換作業を行います。また、浴室等は既設ダクト接続付近に点検口を新設し、

	お考えでしょうか。 ご指示ください。	換気機器の交換作業を行います。
④	M-11～13 換気工事外壁面ベントキャップ図示が無いので交換は無く てよろしいでしょうか	ベントキャップは既存のままとして下さい。
⑤	M-05～09 図面と内訳書と数量が違うものは図面優先でよろしいで しょうか	図面番号 M-05～09 の衛生器具等の数量は工事内訳書の数量 を優先として下さい。 数量が不足する場合は、別途協議のうえ対応とします。
⑥	M-05～06 小便器用手摺と身障者用大便器の手摺は衛生器具表に撤去 の記載がありません。 別途工事と考えて積算してよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、図面番号 M-05 に撤去の記載がありませんが、 図面番号 M-06～09 の記載の通り、手摺は全て撤去として下さ い。数量に過不足が生じる場合には、別途協議のうえ対応とし ます。
⑦	M-06～09 排水金物 T5A-50 の排水目皿を掃兼ドレンに交換とありま すが、 目皿の周囲の床をはつり、 排水目皿と短管を丁 5A-50 のトラップ本体から取り外し、新設掃兼ドレンをト ラップ本体に設置するにあたり床仕上げ工事は別途工事と して積算致します。	図面番号 M-06～09 の床仕上げ工事は建築工事で計上してお ります。
⑧	M-05～09 湯沸室 1 の流し台撤去とありますが、 衛生器具表には有 りません。更新工事は建築工事となっておりますので、撤 去工事も建築工事として積算してよろしいでしょうか。	図面番号 M-06～09 の流し台等の撤去工事費は建築工事で計 上しております。

⑨	M-05～07 男子 WC(2)に身障者用洗面器更新と有りますが衛生器具表には有りません。 追加工事等で発注され则认为、 別途として積算してもよろしいでしょうか。	図面番号 M-07 の男子 WC(2)の身障者用洗面器はカウンター式洗面器、マーブルカウンターを計上しております。
⑩	M-05 器具表の撤去に記載ある和風便器ですが合計 2 とありますが平面図にて確認したところ 1 ですが、 合計 1 で宜しいでしょうか。	図面番号M-05の撤去分の器具表の和風便器は合計 1として下さい。
⑪	M-05 器具表の撤去に記載あるバック付掃除用流しですが合計 4 とありますが平面図にて確認したところ 5 ですが、合計 5 で宜しいでしょうか。	図面番号M-05の撤去分の器具表のバック付清掃用流しは合計 5として下さい。
⑫	M-05、09 器具表の撤去に記載ある防水パンですが合計 1 とありますが平面図にて確認したところ 3 台の為、合計 3 で宜しいでしょうか。	図面番号M-05の撤去分の洗濯防水パンは合計 3として下さい。
⑬	M-05、09 ベビーシート(1 台)ですが器具表の撤去に記載が御座いませんが、平面図にて確認したところ撤去と記載あり、機械設備にて撤去で宜しいでしょうか。	ご指摘の通り、図面番号 M-09 のベビーシートは撤去として下さい。数量に過不足が生じる場合には、別途協議のうえ対応とします。
⑭	M-05～07 電気温水器(2 台) ですが器具表の撤去に記載が御座いませんが、平面図にて確認したところ撤去と記載あり、機械設	ご指摘の通り、図面番号 M-06 の瞬間式電気湯沸器、図面番号 M-07 の電気温水器は撤去として下さい。数量に過不足が生じる場合には、別途協議のうえ対応とします。

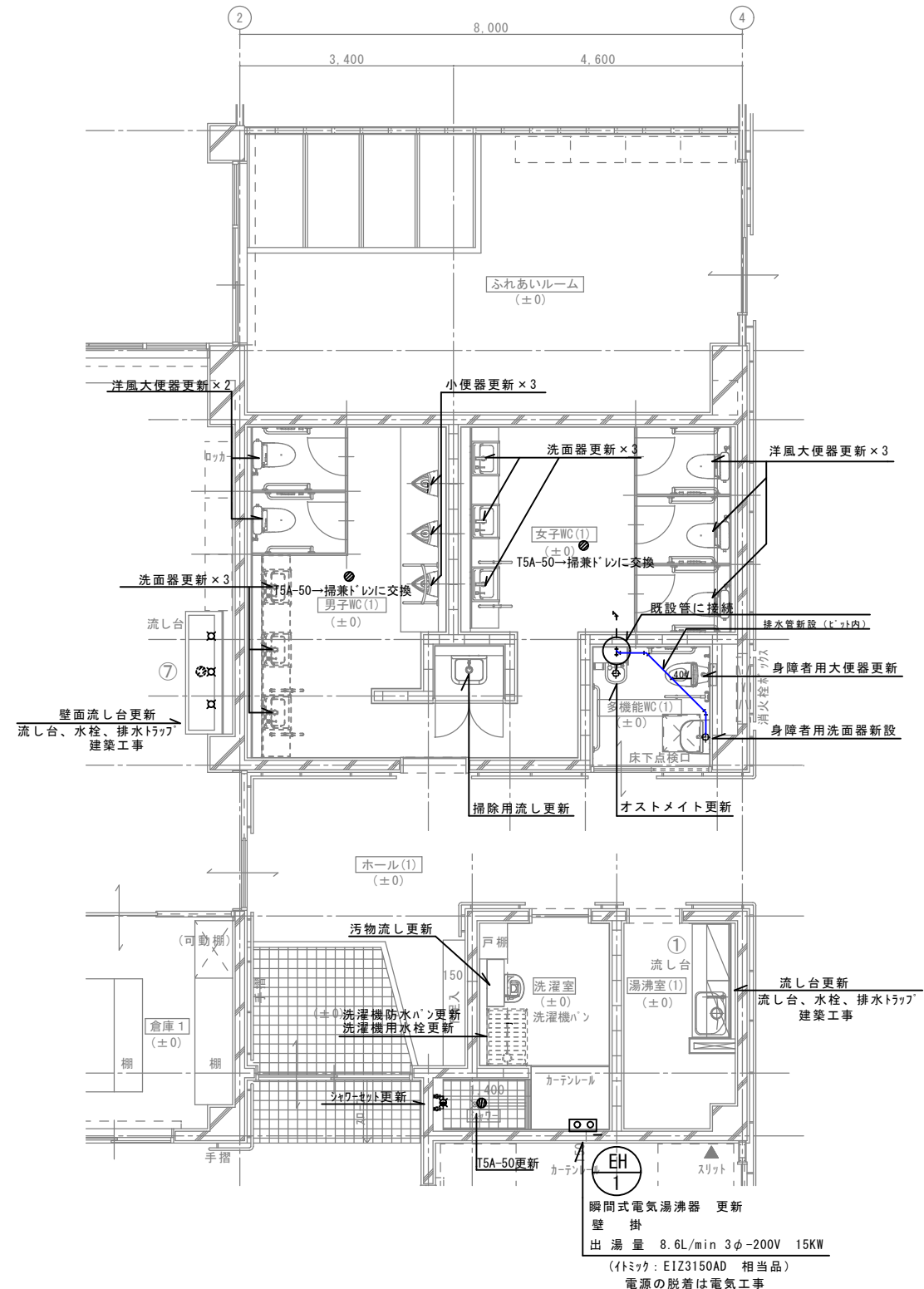
	備にて撤去で宜しいでしょうか。	
⑮	E 照明器具の台数について図面を確認して拾い出した台数と内訳書に記載されている台数でかなり数量の違いがみられますが、どちらの数量でみればよろしいでしょうか。	照明器具の数量は工事内訳書の台数を数量として下さい。また、数量が不足する場合は、別途協議のうえ対応とします。
⑯	E 照明器具の選定について添付の表の黄色部分 b～g は該当の姿図がなく、品番の詳細が不明の器具です。器具の選定が困難のため、品番等ご指示ください。	工事内訳書の照明器具について、下記の通りの品番として下さい。 b:panasonic XLGE1010 同等品 c:panasonic NYM20221LR9 同等品 d:panasonic NYT1033NZ 同等品 e:panasonic NNF11930LE1 同等品 f:panasonic XND2067SNLE9 同等品 g:panasonic LGW51704BCF1 同等品
⑰	A 屋根板金工事に関して、設計屋根仕様はメーカー指定の業者施工として考えて宜しいでしょうか。	屋根板金工事の施工業者は、施工計画書の承認時に協議の上、決定とします。

【改修前】

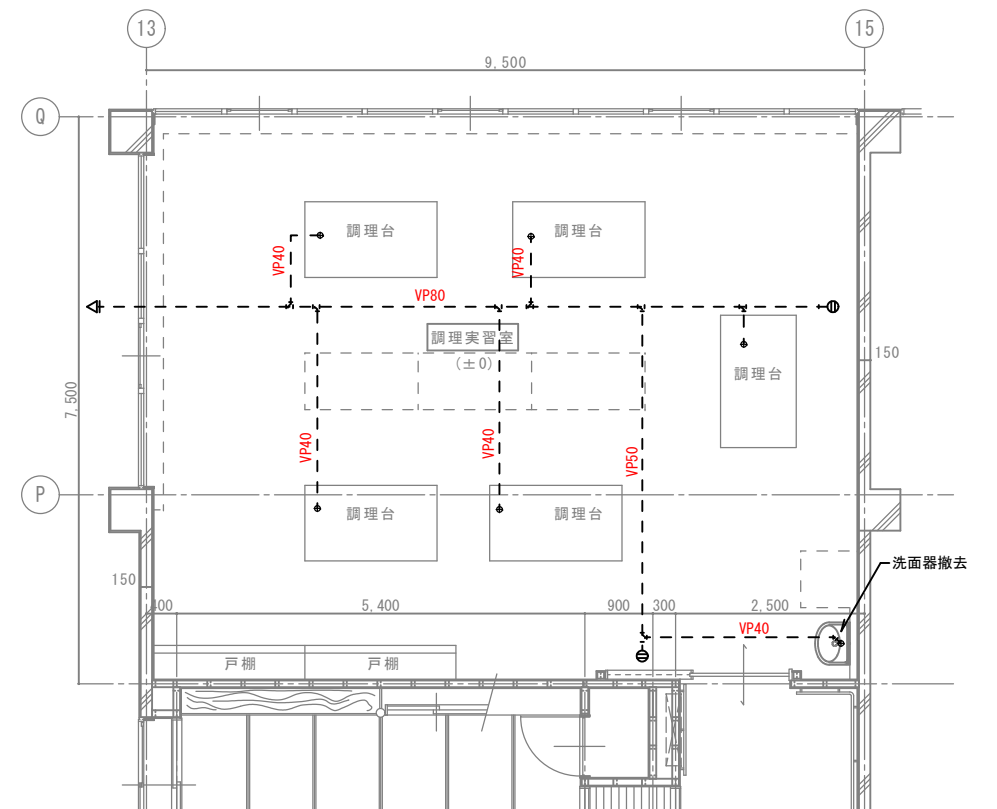


※手すりはすべて撤去
※特記なき排水管（汚水・雑排水）は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管とする
※特記なき給水管は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管とする
※特記なき給湯管は銅管とする

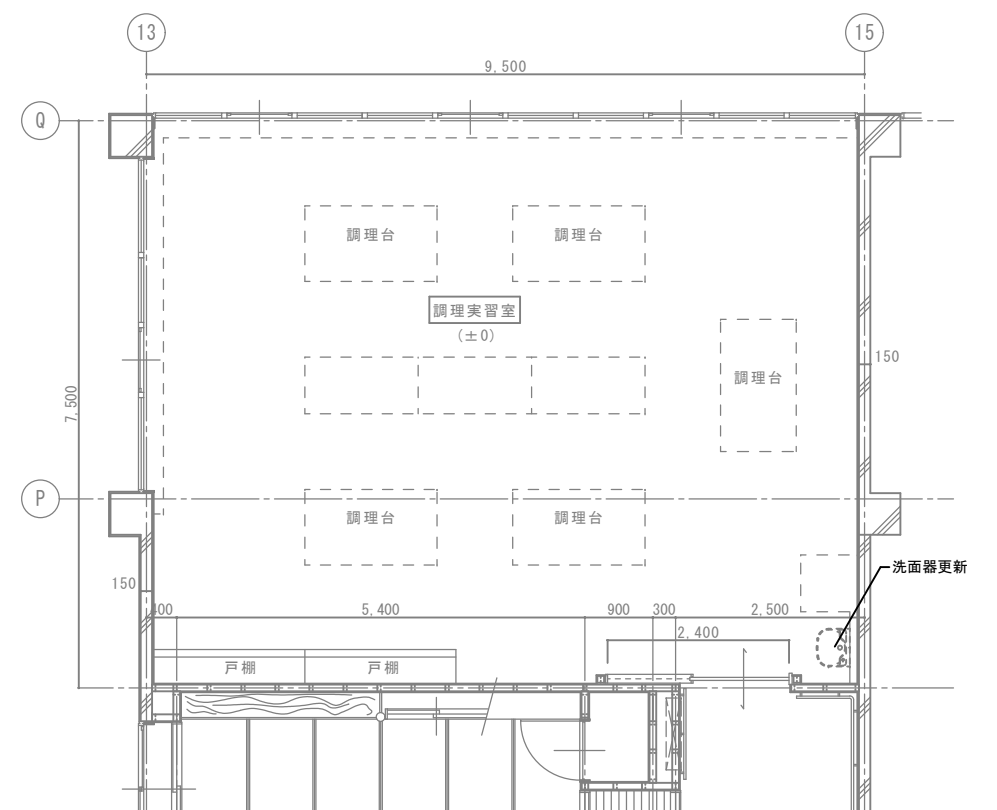
【改修後】



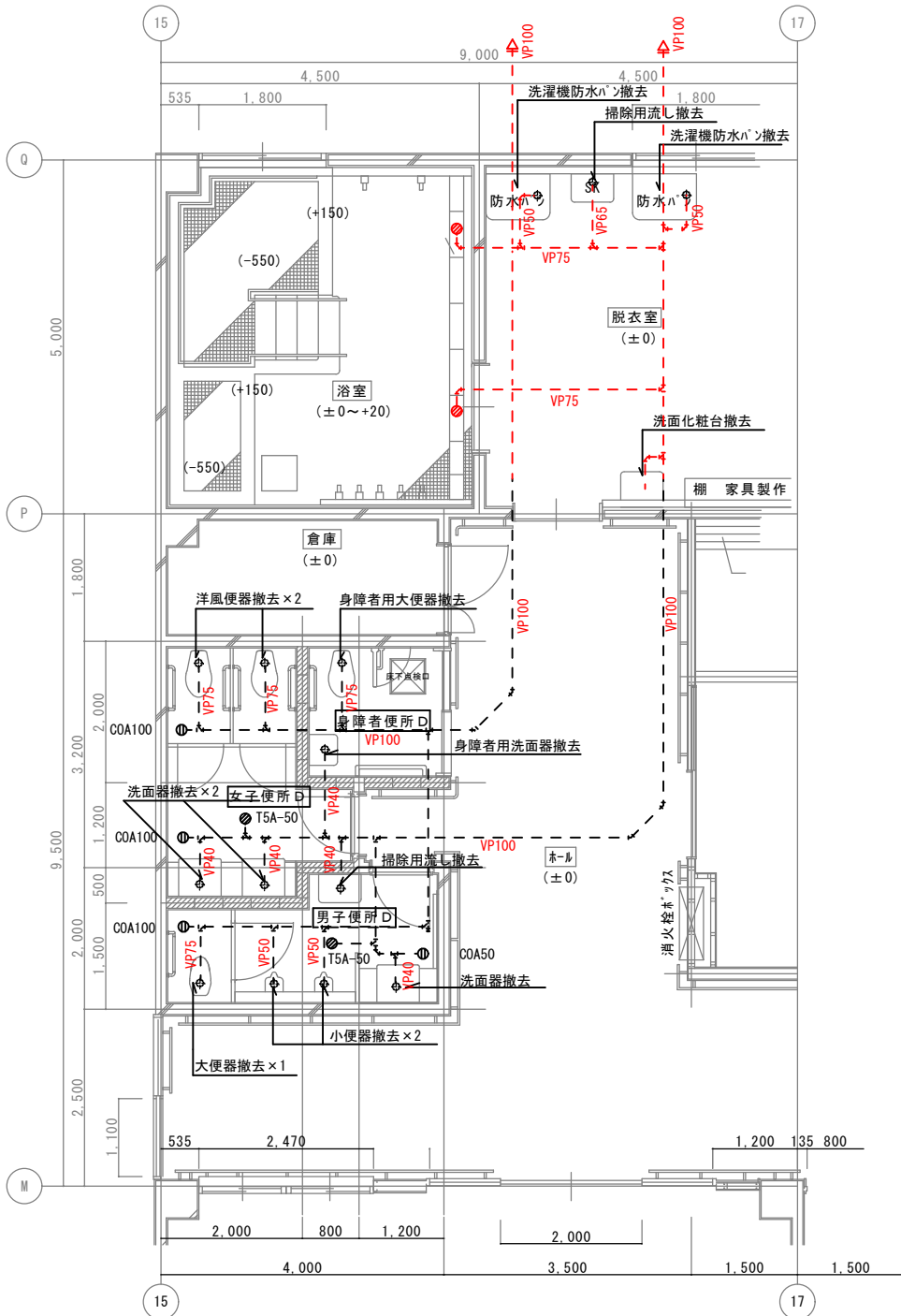
※手すりはすべて更新
※大便器用コンセントは再利用とする



【改修後】

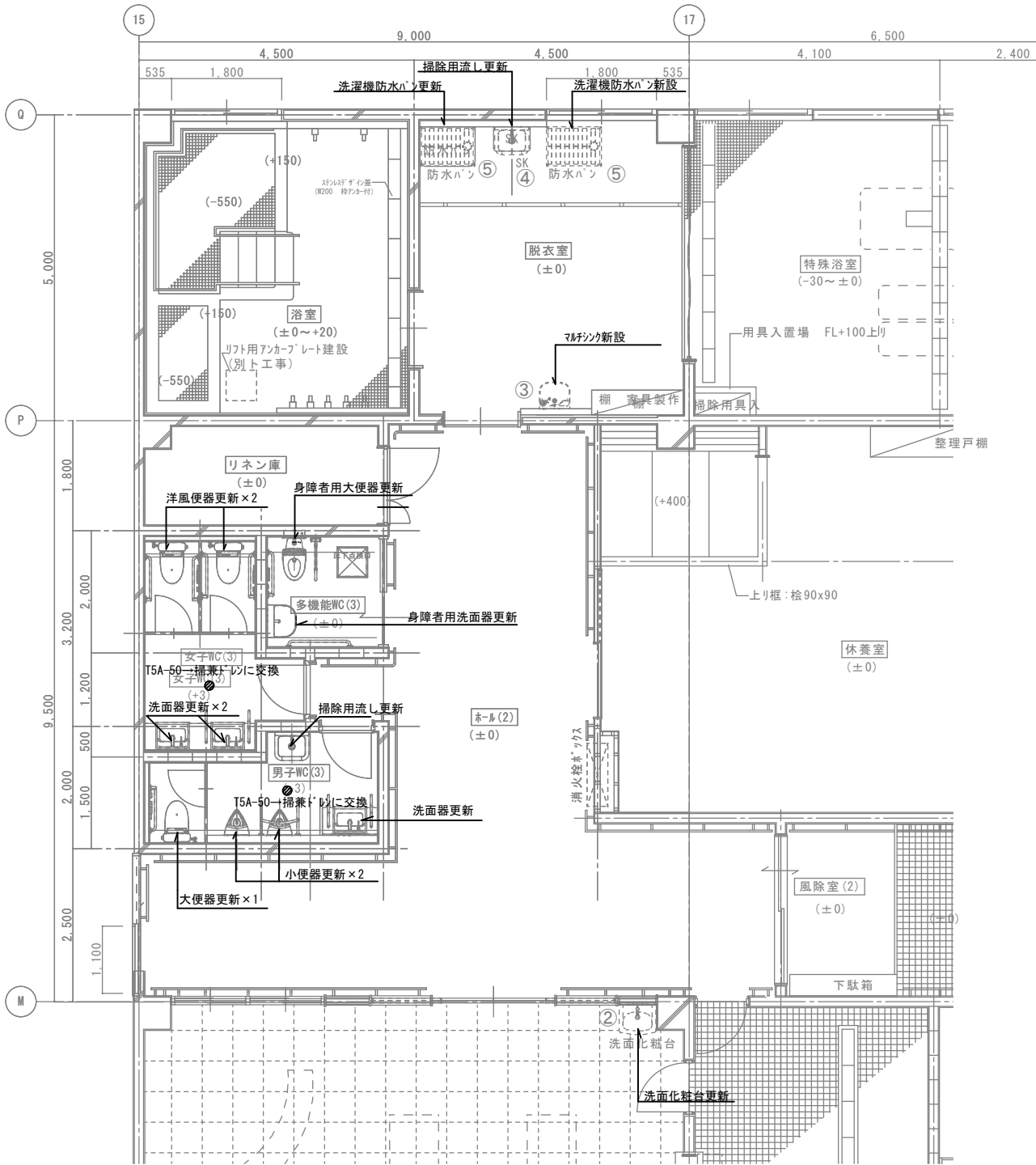


【改修前】



※手すりはずべて撤去
※特記なき排水管（汚水・雑排水）は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管とする
※特記なき給水管は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管とする
※特記なき給湯管は銅管とする

【改修後】



※手すりはずべて更新
※大便器用コンセントは再利用とする

(株)相澤建築設計事務所

茨城県つくば市森の里1169-2
TEL 029-876-0617 FAX 029-876-0679

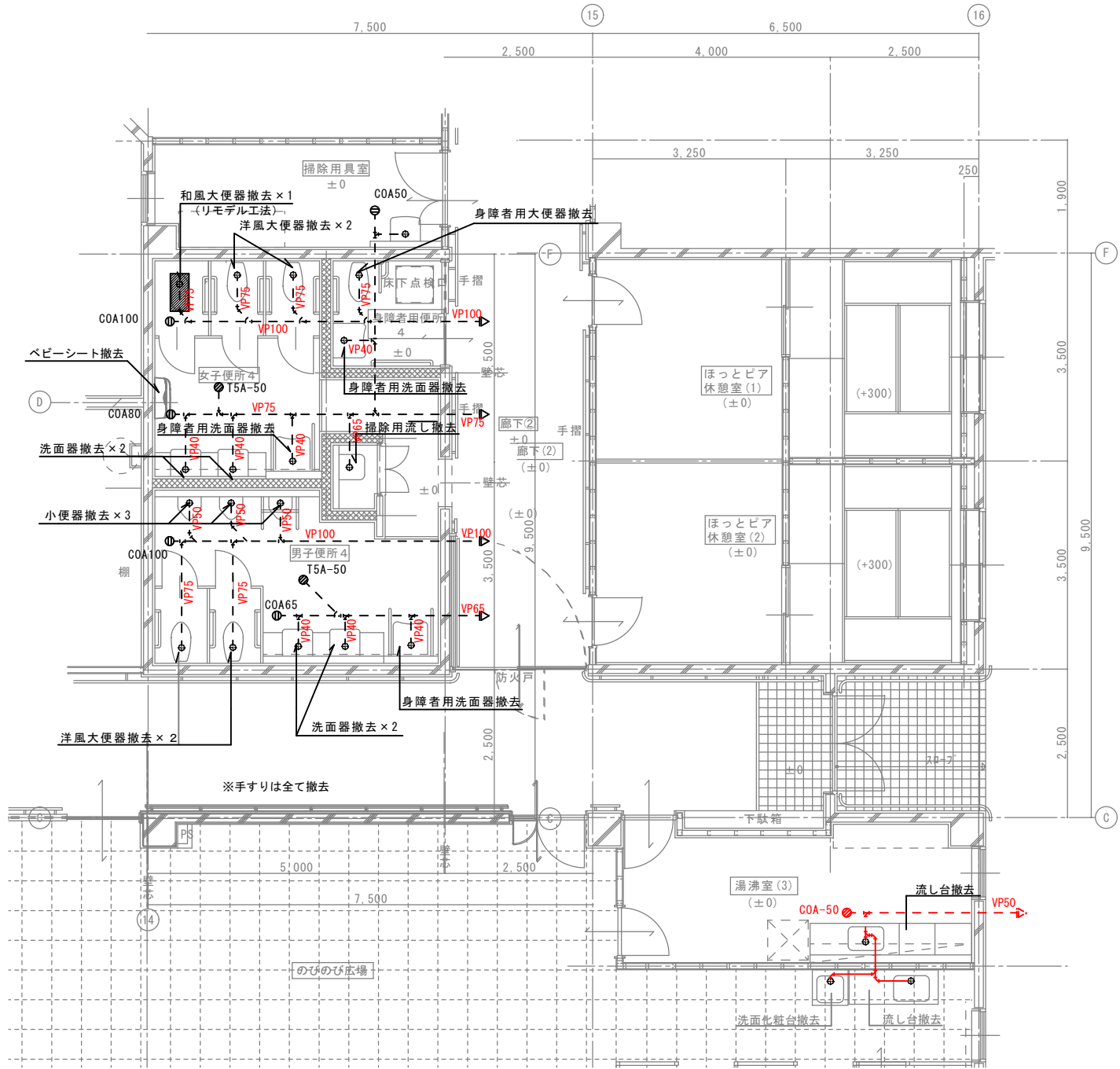
一級建築士事務所 茨城県 第A1493 (0609)
一級建築士 第178056号 相澤 晴夫

承認	基本設計	設計	担当	縮尺
				A1:1/50 A3:1/100 設計年月日 R08.03

工事名称 令和8・9年度牛久市総合福祉センター大規模改修工事
給排水衛生設備平面詳細図3（改修前後）
図面名称 男子・女子・多機能WC(3)・脱衣室

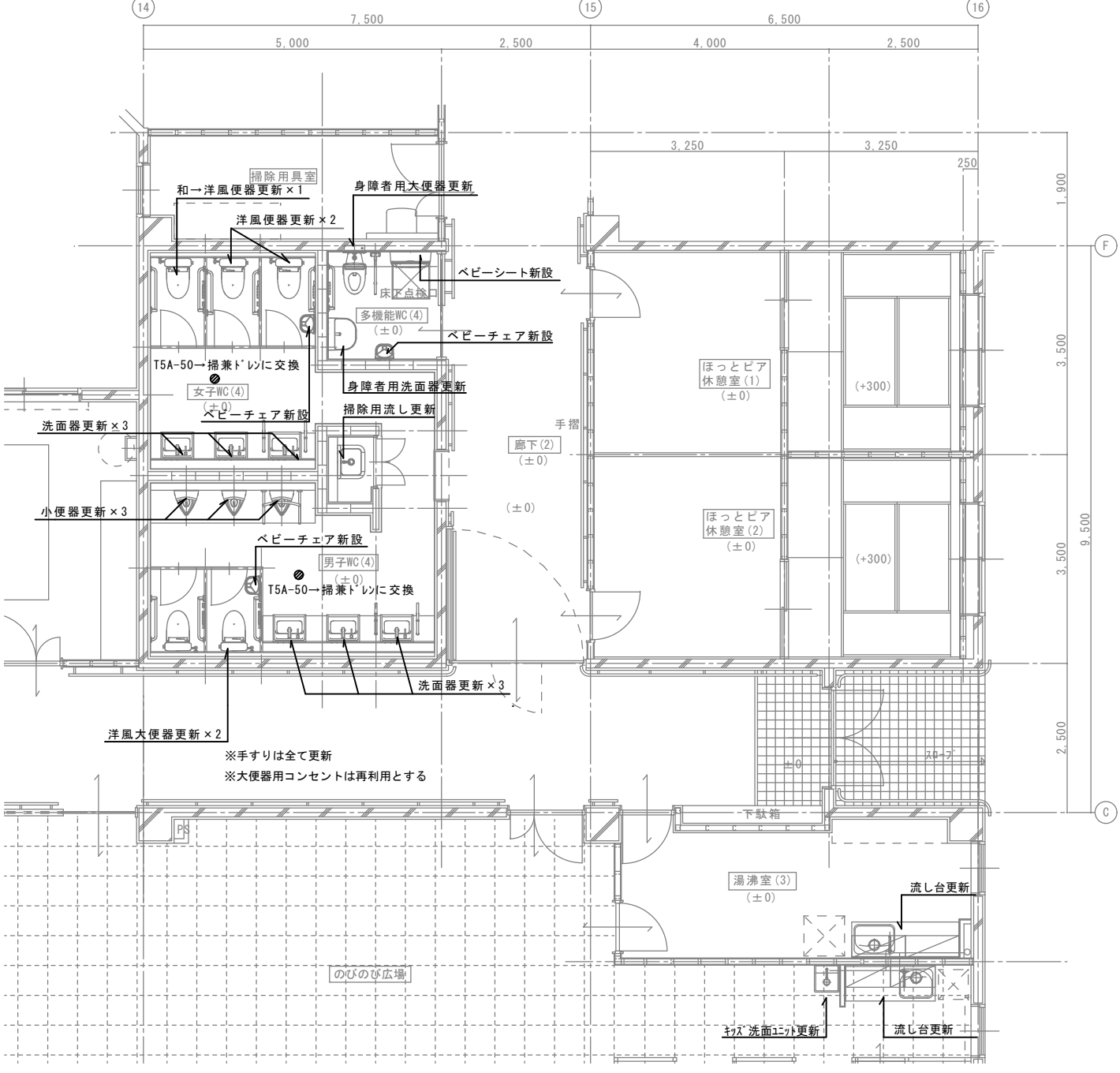
No. M-08

【改修前】



※特記なき排水管（汚水・雑排水）は水道用硬質塩化ビニルライニング銅管とする
※特記なき給水管は水道用硬質塩化ビニルライニング銅管とする
※特記なき給湯管は銅管とする

【改修後】



※手すりは全て更新
※大便器用コンセントは再利用とする